

知っておきたい 相続の周辺知識

① 最近の相続税申告の実態からみる 相続の状況

高齢化が進む今、相続相談を通じた次世代との絆作りは急務。本特集では、相続の三大対策といわれる「分割・節税・納税」の話題以外の注目点として、①最近の相続の状況、②デジタル遺産、③墓事情に着目する。①では、相続税の歴史も紹介。最近の状況と併せて知っておきたい。

1

相続税の始まりと昔の
日本で起きた終戦後の
預金封鎖および財産税

(1) 昔の税金の制度

昔の税金の制度は、「大化の改新」で成立した「租庸調」の「租」。もともとを辿れば古代の大和王朝で行われていた「収穫された稲を神に捧げる儀式」に遡るものです。これが転じて、収穫物の一部を国や領主に納めるようになり、「収穫量」を課税の標準とし、生産者の農民は「物

納」していました。

しかし江戸時代、冷害などで大凶作となり米価が暴騰するたび、値下げを求める一揆や打壊しが各地で続発しました。

そこで一八七三(明治六)年、明治政府は「地租改正」を行い、全国の土地に値段(地価)をつけ、その三%の額(地租)を豊作・不作に関係なく現金で納める制度に変えたのです。これは農作物の豊凶や価格相場の変動によって、税収が大きく変わるのを安定させるためでもありました。

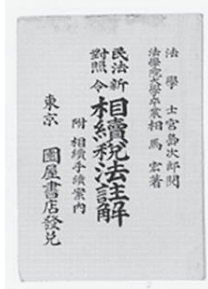
(2) 相続税の始まり

昨今、世界のある場所で戦争に使われている対戦車ミサイルは、一説によれば一組五九万三二〇三ドル(約六八二〇万円)、ミサイル一発は一七万五二〇三ドル(約二〇〇〇万円)だそうです。戦争にはお金がかかります。そのお金はどこから出てくるのでしょうか。

実は、相続税が新設されたのは一九〇四(明治三七)年二月から翌年九月にかけて大日本帝国と南下政策を行うロシア帝国

との間で行われた日露戦争の時でした(写真①)。

その前に起きた日清戦争とは比較にならない戦費を必要としたため、第一次・第二次非常特別税により増税が行われ、このとき石油と織物に消費税が課税されるようになり、相続税が新設されました。



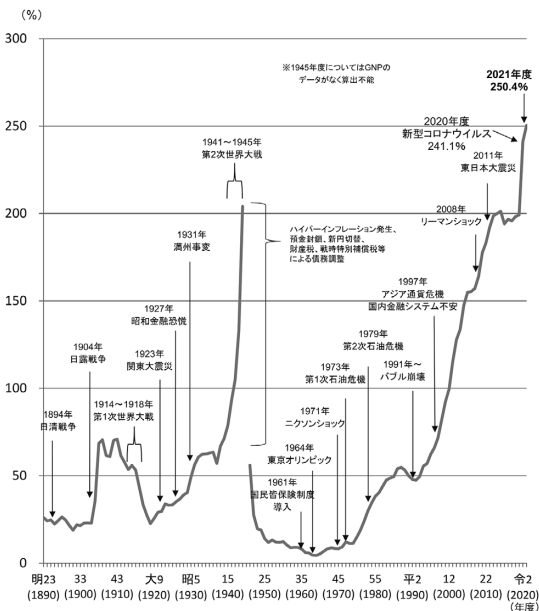
写真① 明治38年(1905)相続税法註解(出所) 国税庁



片ユカ税理士事務所
税理士 片ユカ

1987年より30年間、東京国税局税務署資産課税部門等で相続・贈与・譲渡所得税の調査、土地評価や調査資料収集等を担当。2017年に税理士登録。翌年より辻・本郷税理士法人の審理室にて、事業承継や相続等の相談・コンサル業務、相続税等の申告の審理業務に携わる傍ら、税務トピックスの執筆などを行っている。

【図表1】戦前からの債務残高対GDP比の推移



(注1) 政府債務残高は「国債及び借入金残高(10年未満の債(「国債統計年報」等)による)。令和2年度は第3次補正予算案、令和3年度は政府案に基づいた数であり、政府短期証券のうち財政融資資金証券、外国為替証券、食糧証券の残高が発行限度額(計210兆円)となっていることに留意。なお、昭和20年度は第2次世界大戦終結時によりGNPのデータが算出不能。
 (注2) GDPは、昭和4年度までは「大村・高松・山本推計」における相対国産支出、昭和5年度から昭和29年度までは「自GNP」、昭和30年度以降は「名目GDP」(昭和29年度までは「日本国統計」推計)による。昭和30年度以降は「自GNP」(昭和30年度から昭和64年度までは88SNAベース、昭和55年度から平成5年度までは93SNAベース、平成6年度以降は2025SNAベース)。ただし、令和2年度及び令和3年度は、「令和3年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」(令和3年1月18日閣議決定)による。

(出所) 財務省「日本の財政関係資料」(令和3年4月)

(3) **第二次大戦後に起こったインフレと預金封鎖**

一九四五(昭和二〇)年八月一日の第二次大戦終戦の時点で、日本の財政は軍事関係の支出によって大きく増大し、財政運営の継続はすでに困難な状態に陥っていました。

一説には第二次大戦の戦費を現在の価値に置き換えると、四〇〇兆円もの費用を投入したことになるそうです(注)。あまりにも膨大で、税金を使って調

達することは不可能だったため、戦費のほとんどは日銀による国債の直接引き受けによって賄われていました。

戦前からの債務残高対GDP(国内総生産。一定期間内に国内で新たに生み出されたモノやサービスの付加価値・所得)の推移は図表1のとおりです。

戦災により企業等の生産設備が打撃を受け、生活物資の供給不足が生じるなかで、臨時軍事費の支出が嵩み、物価が高騰し、預貯金の引き出しが激しくな



写真② 朝日新聞紙面 (出所) 国税庁

り、猛烈なインフレーションに見舞われました。

一九四六(昭和二一)年二月、政府はまず新円切り替えを行って、すべての現金を銀行に集め、すべてを預金を封鎖しました(写真②)。「生活費や事業費などに限って新銀行券による引き出しを認める」とした非常措置を実施したのです。

同年一〇月一八日に戦時補償特別措置法が成立し、戦時補償特別税で実質的に戦時補償を打ち切るとともに、一〇万円以上の財産を所有する個人を対象とした財産税(財産税は、不動産

だけでなく預金も対象とされており、保有する資産の額によって税率が高い人では資産の九割が徴収される累進課税)が課税されました。

日本国憲法八四条は「あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする」と規定しています。この条文から「法律の根拠に基づかず、租税を賦課、徴収することはできない」という基本原則である租税法主義が導かれますが、実は、今もなお「財産税(財産税法)」「戦時補償特別税(戦時補償特別税法)」は、法令のみ現存していることは財務省の資料で見ることができま

(注)二〇一七年八月一六日「現代ビジネス」

2 最近の相続の状況

二〇二一(令和三)年一二月、国税庁は「令和二年度における相続税の申告実績の概要」を公

知っておきたい 相続の周辺知識

② デジタル遺産への備え

デジタル社会の進展に伴い、重要性の増すデジタル遺産。故人の遺産・遺品にはデジタルデータ等も含まれ、相続時に対応を要するケースが生じるものの、デジタル遺産について共通認識があるとはいえない状況にある。本稿では、定義や具体例とともに法律面からも紹介・解説する。

1 デジタル遺産とは

(1) デジタル遺産の定義

近時、各種メディア等において「デジタル遺産」という言葉を聞く機会が多くなっています。

現状のところ、デジタル遺産について法律上の定義はありませんが、法的に新たな範囲での検討を行う文脈においては、故人のデジタル機器に保存されたデジタルデータおよびオンライン上の各種アカウントやそれに

紐づけられたデジタルデータがこれに含まれ、それら故人が保有していたデジタルデータのことをいうべきものと考えています。

時にそれらデジタルデータが記録された（有体物たる）デジタル機器を含め、「デジタル遺産」という用語が使用されている場合もあるようですが、法的な視点からは、有体物であるデジタル機器自体については動産として通常の相続実務上の処理と同様になり、その処理が従前と異なるわけではないものと考

えられます。

したがって、新たな範囲での法的検討を行う場合の「デジタル遺産」については、故人の保有していた「デジタルデータ」にフォーカスして検討することが妥当と考えるところです。

なお、「デジタル「遺産」か、デジタル「遺品」かの用語の選定については、一般に「遺品」とは「故人が残した品物。かたみ（広辞苑第七版二〇三頁）」をいうとされ、有体物が想起されることから、無体物たるデータに関する話となる場面におい

て「遺品」の用語を避け、「遺産」の用語を使用しています。なお、検討の対象を、財産的有価値性のあるものに限定する等の意図はありません。

筆者がデジタル遺産に関する拙著（注1）を執筆中であつた二〇一九年頃には、「デジタル「遺品」の用語がネット上やニュース記事などでは主流であつたと認識していますが、前述した考えから拙著内でも法的に新たな検討対象を議論する場面として「デジタル「遺産」の用語採用を行い、その後の各論稿において

北川綜合法律事務所
代表弁護士 北川 祥一

東京大学法学部卒業、2007年弁護士登録。デジタル遺産、デジタルマーケティング関連分野等を含めたIT関連法務分野に注力。著書『Q&Aデジタルマーケティングの法律実務』、『デジタル遺産の法律実務Q&A』等。第一東京弁護士会総合法律研究所IT法研究会委員。



も「遺産」の用語がよいのではないかと示した次第となります。

(2) 具体的にはどのようなものがデジタル遺産となるか？

オフラインのデジタル遺産としては、パソコン、スマートフォン、タブレット等々あらゆるデジタル機器内(注2)のデジタルデータが想定されます。

オフラインのデジタル遺産(注3)は有体物であるデジタル機器と一体となっていますが、これまで相続の場面においては、主に有体物たるデジタル機器の所有権の帰属のみについて検討され、内部データ自体についてはあまり独立して意識・検討がされていなかったのではないかと考えられます。デジタル機器内のデジタルデータについても、デジタル機器とは別途独立した権利の客体として検討する必要があります。

オンラインのデジタル遺産としては、暗号資産(仮想通貨)、NFT (Non-Fungible Token、非代替性トークン)、SNS (ソ

ーシャルネットワークキングサービス)や動画投稿サイトアカウント、Eメールアカウント、WEBサイトおよびそれらアカウントに蓄積されたデータ等、サービスの数だけデジタル遺産となり得るデジタルデータが存在するところでしょう。

取引の対象として大きな財産的価値を有するに至った暗号資産というデジタルデータの発生を数十年前に予測できた者はいなかったであろうことと同様、今後もこれまでに想像していなかった種類のデジタルデータが発生する可能性があり、それが新たなデジタル遺産となり得ます。

次に、紙面の都合上ごく簡単にではありますが、デジタル遺産になり得る現代的なデジタルデータについてみていきます。

① 暗号資産(仮想通貨)

暗号資産については、すでに社会的に認知され浸透しているため細かい説明は割愛しますが、法律上は資金決済に関する法律二条五項において定義があ

ります。デジタル遺産としての探知との関係では、暗号資産の保有方法が重要となるでしょう。暗号資産の保有については、一般的には、暗号資産交換業者を通じて保有が多くを占めているものと思われませんが、保有方法によっては探知が非常に困難な可能性もあります(詳細は後述3(4)参照)。

② NFT (Non-Fungible Token、非代替性トークン)

NFTは、ブロックチェーン技術を利用した、他のデータと識別可能な、固有性をもったデジタルデータになります。具体的なNFTの利用事例として、デジタルアート、トレーディングカード、ゲームアイテムなどがあり、取引の対象とされています(注4)。

取引額についてみれば、著名SNS共同創業者の初投稿が約三億円で落札され、老舗オークションハウスの取り扱ったアート作品が約二六億円で落札されるなど非常に大きな財産的価値があるものも発生していること

ろです。

相続の場面においては、NFTとは何のことかわからない、適切な価値の判断がつかない等の事態を避けるために、その存在を知っておくことは重要といえます。

③ 動画投稿サイト・SNS等アカウントと関連データ

動画投稿サイトの一部の動画配信者が広告収益等で大きな利益を得ていることは、すでに世間一般に知れ渡っているところですが、動画投稿サイトに関連する収益としては、動画が再生された際に挿入されるディスプレイ広告や動画広告からの広告収益、有料プランの収益の分配企業の依頼により動画内で当該企業の商品・サービスを紹介するなどの企業案件の収益等があります。SNSの収益についても、広告収益、企業案件による収益等があります。

このような収益を生むこれらのアカウントおよび関連データは、財産的価値のあるデジタルデータといえるでしょう。

知っておきたい 相続の周辺知識

③ 最近の墓事情

相続において、遺産承継や分割、納税等に並び、関心を集めている祭祀財産。お墓にまつわる基礎知識から、最近の傾向、相続人・被相続人が備えておくべきことなど、相続相談に役立つ知識を紹介する。

1 納骨する墓は先々を考 えて決める

葬儀が終わると、その後は納骨をします。散骨する場合もありますが、ここでは納骨を前提として進めていきます。

選択肢としては、今ある墓に納骨する、新しく設ける墓に納骨するという二つですが、祭祀承継問題があるため、そう簡単ではありません。一旦今ある墓に納骨していずれ墓じまいをする予定の人もいれば、今の墓に納骨しても、その墓を維持・管

理する人がいないため別の場所に納骨せざるを得ない人もいます。新しい墓を設けるにしても、祭祀を承継する人がいないなら永代供養の墓にする必要がありますから、その人や親族の事情によって納骨先をどうするのか考えなければなりません。

近年は特に、人々の関心が「墓じまい」に集まっています。組合員と接する機会には、墓

について情報提供できる知識をもっておくことで、コミュニケーションの話題に活かしたり、相続の話題へつなげるきっかけ

にしたりすることもできます。

参考までに、葬儀と墓の関連についてお伝えしておきます。

菩提寺に墓がある場合、葬儀で菩提寺に読経してもらわないと納骨できない場合があります。遠い場所に菩提寺があったとしても、菩提寺に相談したうえで葬儀を進めないと、いざ納骨するときに困る事態になりかねません。

墓に関して話をする場合、菩提寺があるのか、どこの地域に墓があるのか、どの場所にあるのか（寺院墓地・民営霊園・公

2

祭祀承継者は相続人に 限られていない

祭祀承継者（祭祀主宰者）とは、祭祀財産である墓・仏壇・

営霊園など）、どのような墓なのか（先祖代々の墓・父のみが納骨されている墓など）によって答える内容が変わります。また、葬儀や墓など供養に関しては地域性がありますから、その地域の慣習に沿ったアドバイスが必要です。「地域により異なるので確認したうえで」と一言添える配慮は欠かせません。

明石シニアコンサルティング 代表
明石行政書士事務所 代表
明石 久美



相続専門の行政書士として、おひとりさま対策、遺言書や家族信託契約書の作成、相続手続など行う。講師歴17年。終活準備・相続対策のセミナーや研修を全国で行っている。テレビやラジオの出演、執筆、著書も多数。相続・終活コンサルタント、特定行政書士、CFP、葬祭アドバイザー。

仏具などを承継する者をいいません。墓がある場合は、その墓の永代使用権を取得している人です。永代使用権とは、墓の区画を使用する権利をいい、祭祀承継者がいなくなったら墓所を更地にして墓地管理者へ返還しなければなりません。

通常、祭祀を承継する人は現在の祭祀承継者が指定した人になります。この指定は口頭でも遺言書でもできます。何の指定もない場合は慣習によって決め、承継の指定がなく話し合いでも決まらない場合は、家庭裁判所に決めてもらいます。

祭祀承継者は相続人が継がなければならぬと勘違いしている人が多いのですが、祭祀財産は相続財産ではないため、親族が継いでもよいのです。承継できる者の範囲は墓地の規約に書かれています。親族なら大抵可能です。姓が変わった子でも承継できます。なお、祭祀承継者は、特段の事情がない限り共同で承継することはありません。

3 墓じまいとは

墓じまいとは、今の墓にある遺骨を別の場所に移し供養することです。「墓じまい」と「改葬」を区別する人もいますが、同じ意味と捉えて構いません。

参考までに、墓じまいは、今の墓所を更地にして永代使用権を墓地管理者に返還することをいい、「改葬」は、そのうえで新たに別の場所に遺骨を移すことをいいます。

「お墓の引越し」ともいわれるため、墓石ごと移転できると思っている人がいますが、墓石を移すケースはそう多くありません。理由として、古い墓石は運搬中に割れるリスクがあること、墓石を運搬するには一〇〇〜三〇〇万円程度かかってしまう可能性があること、新しい墓所の寸法と合わない場合があること、石材店の事情によってなどです。寺院墓地や民営霊園の場合、指定石材店制度があるため、出入りできる石材店が決

まっているからです。これらの事情から、「墓の引越し」＝「遺骨の引越し」になるケースが多いのです。

4 墓じまい(改葬)の手順

墓じまいをするには、いくつかの方法があります。そもそも墓は、承継者の固有の財産ではありません。そのため、親族の意向も確認せず勝手に墓を閉じてしまうのはよくありません。

そこで、墓じまいをする前に、他の親族に承継してもらえるか確認をとります。親族が継いでくれるなら親族に任せればよいです。親族が継がないのなら「仕方がないので墓じまいをする」という流れが作れるからです。菩提寺に墓じまいの話をする際には、「親族も継がないため墓じまいをしなければならぬ」という理由として伝えられます。

① 菩提寺の墓地に永代供養の墓

があれば、そこに移す

② 遺骨を別の墓地に移す

菩提寺の敷地に永代供養の墓(納骨堂・樹木葬・合葬墓など)があるなら、①のほうが負担は少なく済みます。永代供養の墓がない場合や、自宅近くに墓を設けたいなどの場合には②の選択になります。②の場合は役所での手続き(改葬手続)が必要になります(次頁図表1)。

改葬をするには、菩提寺から埋葬されている証明書をもらわなければならない。移転先の墓地から受入証明書をもらったり役所で許可をもらったりしなければなりません。

もし、菩提寺が墓じまい(改葬)に難色を示したら、遺骨の移転は難しくなります。役所に事情を説明して改葬許可証を取得したとしても、石材店は菩提寺の意向に背いて、遺骨の取り出しや墓所を更地にする作業を行ってくれません。勝手に遺骨を持ち出せば、罪に問われることもありますから、スムーズに墓じまいが行えるよう、事前準備